様式第9号(第10条関係)

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 郵便はがき　郵便番号 | 　 | (裏面)延滞金　　納期限の翌日から1箇月間は年7.3％、1箇月経過後は年14.6％の割合で計算した延滞金(100円未満切捨て)を加算して納めていただきます。　　なお、延滞金が1,000円未満の場合は納める必要はありません。督促手数料　　督促状を発した日から納めていただきます。審査請求　　この督促について不服があるときは、この督促状を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に町長に対して審査請求をすることができます。　　また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、身延町実施機関を被告として、甲府地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。納付場所　　納付の方法○本状のみでは納付できません。先にお送りした納付書と本状をお持ちになって、納付書に示す金融機関で納付してください。○納付書を紛失された場合は再発行しますので、身延町役場上下水道課までご連絡ください。 |
| 様 |
| 下水道事業受益者負担金等督促状 | 　 |
| 負担区 | 受益者番号 | 年度 | 負担金額 |
| 　 | 　 | 　 | 　 |
| 督促手数料 | 100円 | 延滞金 | 納付の際計算します。(計算方法裏面) |
| 　上記の金額を　　年　　月　　日までに納付してください。　　　　　　年　　月　　日身延町下水道事業管理者　　　　　　　　　　 |
| 　この負担金等の納期限は　　年　　月　　日でした。　本状は、　　年　　月　　日現在で作成しましたが、その後納付済の場合は、行き違いですのでご容赦ください。 | 　 | 　〒409―3423　山梨県南巨摩郡身延町飯富2241―75身延町役場　上下水道課　TEL　0556―42―4811 |
| 　 |